

# 青森県報

第三千六百三十七号

平成二十五年  
一月七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…… (健康福祉課) …… 一

右 同 …… ( 同 ) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出…… ( 同 ) …… 三

右 同 …… ( 同 ) …… 三

右 同 …… ( 同 ) …… 三

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…… (高齢福祉課) …… 四

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…… ( 同 ) …… 四

公共測量の実施…… (監理課) …… 四

道路の区域の変更…… (道路課) …… 四

道路の供用の開始…… ( 同 ) …… 五

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…… (県民生活文化課) …… 五

肥料の登録…… (食の安全・安心推進課) …… 六

建設業者の許可の取消し…… (県民地域) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	所在地	廃止年月日
	主たる事務所在地	居宅介護事業の種類			
五所川原市	五所川原市字岩木町一〇二	訪問看護	西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成二四・三・三一
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	居宅療養管理指導	"	"	"
つがる市	つがる市木造若緑六一の一	訪問看護	つがる市国民健康保険つがる市立成人病センター	つがる市木造末広四三の三	"
鯉ヶ沢町	西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町二〇九の二	"	鯉ヶ沢町立中央病院	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇〇の二	"



青森県告示第五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人仁泉会おいらせくりニツク	所 在 地	十和田市大字奥瀬字中平一五五	施設の種類	介護療養型医療施設	年月日	平成二四・三・三一
-----	------------------	-------	----------------	-------	-----------	-----	-----------

青森県告示第六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	類事業の種類	居宅介護	名 称	居宅介護事業所	所在地	年月日	休止
-----	---------	--------	------	-----	---------	-----	-----	----

医療法人仁泉会	〇八戸市大字河原の八太郎山一	訪問看護	医療法人仁泉会おいらせくりニツク	十和田市大字奥瀬字中平一五五	平成二四・三・三一
〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃
〃	〃	短期入所療養介護	〃	〃	〃
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃

青森県告示第七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人仁泉会	〇八戸市大字河原の八太郎山一	介護予防事業	医療法人仁泉会おいらせくりニツク	十和田市大字奥瀬字中平一五五	平成二四・三・三一
〃	〃	介護予防	〃	〃	〃
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃

〃	〃	〃
〃	〃	〃
介護予防 訪問看護	介護予防 短期入所 療養介護	介護予防 居宅療養 管理指導
訪問看護 ステーション おいらせ	〃	〃
〃	〃	〃
二四・四・三〇	〃	〃

青森県告示第八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類		居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
		訪問介 護	名 称		
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	大津ヘルパ ルス ステーション	三沢市大津二丁 目一二の三七四	平成 二五・一・一	

青森県告示第九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビス の種 類		介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
		訪問介 護	名 称		
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	大津ヘルパ ルス ステーション	三沢市大津二丁 目一二の三七四	平成 二五・一・一	

青森県告示第十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
八戸市
- 二 測量の種類  
公共測量（復旧測量（街区多角点））
- 三 測量の期間  
平成二十五年一月十五日から同年三月十五日まで
- 四 測量の地域  
八戸市（一部）

青森県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	二七九号	むつ市大字関根字名子九四の二七から むつ市大字関根字名子四の八まで	後 前	一〇・四〇メートルから 二一・八八メートルまで	一八〇・六七メートル	
2	県道	むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字岩屋字滝不動平一から 下北郡東通村大字岩屋字滝不動平二の二まで	後 前	九・六五メートルから 一九・一二メートルまで	五六・八五メートル 六四・〇六メートル	
3	県道	持子沢鶴田線	北津軽郡板柳町大字夕顔関字長田一七八の一から 北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田九一の二まで 北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田九一の一まで	前 前 後	一七・七〇メートルから 二二・〇〇メートルまで 二二・〇〇メートルから 二八・〇〇メートルまで	二五四・三〇メートル 二五八・〇〇メートル 二五八・〇〇メートル	

青森県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
-----	---------	-------

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

国道二七九号	八戸市大字上野字上明戸二四の三から 八戸市大字上野字堀端三の五まで	平成二五・一七
県道中野北高岩停車場線	むつ市大字関根字名子九四の二七から むつ市大字関根字名子四の八まで	〃

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりを活性化する会

三 代表者の氏名

笹村 紀夫

四 主たる事務所の所在地

青森市浪打一丁目二の三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及びその周辺地域の特性を踏まえた産業の振興、社会福祉の増進、災害の予防、雪対策等、地域が必要とする諸施策について調査研究し、まちづくりのリーダーとなる人材を育成し、広く地方公共団体・市民・企業・各種団体等に対し政策提言・情報発信等の事業を推進することによって、地域社会を活性化し、住みよいまちづくりを寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により、平成二十四年十二月二十五日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
------	-------	-------	------------------	------------	-------------------------

青森県第 三七三三号	化成肥料	有機入り化 成肥料	窒素全量 六・五 りん酸全量 三・五 加里全量 三・〇	公定規格 のとおり	有限会社三沢 地域環境保 全組合 三沢市大字三 沢字庭構四五 四九
---------------	------	--------------	--	--------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十五年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アルファサービス八戸
- 二 代表者の氏名 村上 隆三
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉二丁目一五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七〇三六号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------